



今月のテーマ 令和 2 年分から改正される給与所得控除額と基礎控除額について

所得税を計算する上で所得控除と呼ばれるものがあります。聞き覚えのあるものでは生命保険料控除や配偶者控除、扶養控除が挙げられるのではないのでしょうか。近年の税制改正において、これら所得控除の縮小が数多く決定されています。記憶に新しいところでは平成 30 年分の所得税計算から配偶者控除の金額が納税者本人の所得金額に応じて縮小されています。これは実質的に高額所得者への課税強化という結果をもたらしました。実は令和 2 年分の所得税計算においても高額所得者に大きな影響を及ぼす改正事項が実施されています。今回は令和 2 年分から適用される所得税の改正事項のうち、給与所得控除額と基礎控除額に注目してご紹介いたします。

1. 給与所得控除額の縮小

(1) 給与所得控除額とは

個人の所得税を計算するにあたり、まず各種所得の金額を計算します。例えば、フリーランスなどの個人事業主は売上などの収入金額から必要経費を控除した所得金額(事業所得)を計算します。

これに対してサラリーマンなどの給与所得者は給与所得を計算するのですが、支給された給与収入から必要経費を差し引くのではなく、原則として、収入金額の区分に応じて定められた給与所得控除額を控除して給与所得を計算します。この給与所得控除額は、言い換えればサラリーマンの必要経費に相当します。

(2) 改正内容

令和 2 年分から給与所得控除額が下図のように縮小されます。一つには改正前に定められていた算式で求めた控除額から 10 万円減少するような算式に改められました。それから控除額の上限が引き下げられ、その上限が適用される収入金額自体も 1,000 万円超から 850 万円超に引き下げられました。(なお、住民税についても同様の改正となっています。)

給与等の収入金額 (源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額	
	改正前	改正後
180万円以下	収入金額×40%(下限65万円)	収入金額×40%－10万円(下限55万円)
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円	収入金額×30%+8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円	収入金額×20%+44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+120万円	収入金額×10%+110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円(上限)
1,000万円超	220万円(上限)	

2. 基礎控除額の増減

(1) 基礎控除額とは

基礎控除額とは特別な要件をクリアすることなく、確定申告や年末調整において全ての人が一律に適用を受けることができる所得控除をいいます。

なお、所得控除額とは、事業所得や給与所得などの各所得金額を合計した[合計所得金額](#)からこの所得控除額をマイナスして、税率を乗ずる前の金額(課税所得金額)を計算する際に使用します。

(2) 改正内容

令和 1 年分までは一律 38 万円の基礎控除額でしたが、令和 2 年分から下図のように納税者本人の合計所得金額に応じて適用される基礎控除額が変化します。(なお、住民税については、令和 3 年度からの改正になります。)

個人の合計所得金額	所得税 基礎控除額		住民税 基礎控除額	
	改正前	改正後	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円	48万円	33万円	43万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円		29万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円		15万円
2,500万円超		0円		0円